（別紙 6－1）

「施工プロセス」のチェックリスト

工事番号		施工形態	単体	課名（公所名）：	大船渡市都市整備部
工事名		施工業者 (1)		総括監督員：	
		施工業者 (2)		主任監督員：	
工期	平成年月日 ～ 平成年月日	施工業者 (3)		監督員：	

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日を記入し、その内容がよければ「Ok」を、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。
③用語の定義について、契約後：当初契約後　変更後：工期内に行う契約変更後

入力例 （月/日→3/31）

考査項目	細則	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期(指示事項) 着手前	施工中												完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○契約工程表	契約締結の7日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）															
		○工事カルテ	事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。（契約後、変更後、完成前）															
		○建退共等	掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更時）															
			「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。（施工時適宜）															
			労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時 1回程度）															
			建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時 適宜）															
		○請負代金内訳書［注1］	契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。（契約後、変更後）															
		○施工体制台帳,施工体系図［注2］	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものを提出した。（施工時 1/月程度）															
			施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請通知書を添付している。（施工時の当初、変更時）															
			施工体系図が現場の見やすい場所に掲げられている。（施工時の当初、変更時）															
			施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時 1回/月程度）															
			施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）															
			元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時の当初、変更時）															
		○建設業許可標識	建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、管理技術者を正しく記載している。（施工時1回程度）															

［注1］発注者が必要と認め、提出を指示した場合。
［注2］施工体制台帳、体系図の作成、提出が義務付けられているのは、下請契約の総額が3,000万円以上の場合（建築は4,500万円以上）である。［建設業法第24条の7、施行令第7条の4］

（別紙 6－2）

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細則	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期(指示事項) 着手前	施工中												完成時	備考 (指示事項及びその是正状況等)
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人	○現場代理人［注1］	現場代理人は現場に常駐している。 （施工時 1回/月程度）															
			現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 （施工時 適宜）															
		○専門技術者の配置	専門技術者を専任し、配置している。 （施工計画時、施工時、適宜）															
		○作業主任者の選任	作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時）															
		○監理技術者及び主任技術者の専任制［注2］	資格者証の内容を確認した。 （着手前）															
			配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。 （着手前）															
			現場に常駐していた。 （施工時 1回/月程度）															
			施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工時、打合せ時）															
			施工に先だち、創意工夫又は提案を持って工事を進めている。 （施工時適宜）															
		○現場技術者	現場技術者との対応が適切である。 （施工時適宜）															
		○下請業者の把握	下請負者が岩手県の工事指名競争参加者資格者である場合には、指名停止期間中でない。 （施工時適宜）															
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査	契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工時適宜）															
			現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手時、施工時適宜）															
		○施工計画書	施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 （着手前、変更時）															
			記載内容と現場施工方法と一致している。 （施工時適宜）															

［注1］契約書第10条第2項に、現場代理人の常駐が規定されている。

［注2］⑴ 下請契約の請負代金の総額が3,000万円以上の場合は、主任技術者に代えて監理技術者の設置が義務付けられている。（建築一式工事は4,500万円以上）［建設業法第26条第2項］

⑵ 請負代金が2,500万円以上の場合、主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならない。（建築一式工事は、5,000万円以上）［建設業法第26条第3項、施行令第27条］

(別紙 6−3)

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細則	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項) 着手前	施工中												完成時	備考 (指示事項及びその是正状況等)
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工計画書	記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)															
			記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)															
		○施工管理	工時材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。															
			品質確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)															
			日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)															
			特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又は、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜)															
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 (着手時)															
			段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)															
		○工事の着手	工時開始日後、30日以内に工事に着手した。 (着手時)															
		○支給品及び貸与品	受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)															
		○建設副産物及び建設廃棄物	請負者は、産業廃棄物管理票(ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工時適宜)															
			再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)															
		○指定建設機械	指定建設機械(排出ｶﾞｽ対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時 1回程度)															
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)															
			現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書面で提出した。 (施工時適宜)															
			作業員に休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)															

(別紙 6ー4)

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細則	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項) 着手前	施工中												完成時	備考 (指示事項及びその是正状況等)
2 施工状況	III 安全対策	○安全活動	災害防止協議会等を設置し、活動記録が整理されている。 (施工時適宜)															
			店社ﾊﾟﾄﾛｰﾙを実施し、記録がある。[注1] (施工時 1回/月程度宜)															
			安全、訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)															
			安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)															
			新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)															
			過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)															
			使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時 1回/月程度)															
			重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録簿等がある。 (施工時適宜)															
			山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)															
			足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)															
			保安施設等の整理･設置･管理が的確であり、記録がある。 (施工時適宜)															
		○安全ﾊﾟﾄﾛｰﾙの指導事項の処理	各種安全ﾊﾟﾄﾛｰﾙでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工時適宜)															
	IV 対外関係	○関係機関等	関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)															
			地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い記録がある。 (施工時適宜)															
			隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)															

[注1] (1) 店社安全衛生管理者の職務 ： 毎月1回以上、労働者が作業を行う場所を巡視すること。他 (安衛則第18条の8)
(2) 店社安全衛生管理者を選任しなければならない労働者数の数：安衛則第18条の6